

令和 8 年度公共事業労務費調査（１０月調査）

業 務 仕 様 書

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1 条 本仕様書は、札幌市が公共事業労務費調査北海道地方連絡協議会の構成員として実施する公共事業労務費調査※（以下「調査」という。）の業務委託に適用する。

※公共事業労務費調査とは、農林水産省及び国土交通省が実施主体となって公共事業従事者の賃金実態を都道府県別及び職種別に調査し、公共工事の発注の際に工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の設定の基礎資料を得るための調査である。また、中央の公共事業労務費調査連絡協議会が調査票の集計や単価の設定を行い、地域毎の地方連絡協議会が調査の実施や調査票のとりまとめを行っている。

（通 則）

第 2 条 受託者は、契約書記載の業務の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、本仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 受託者は、本仕様書等に明示されていない事項及び疑義を生じた事項については、委託者の指示に従うものとする。

（守秘義務）

第 3 条 受託者は、この調査の遂行上知り得た事項を公表又は他に引用してはならない。

（主任調査員）

第 4 条 受託者は、本業務遂行上の管理一切の事項を処理する主任調査員を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。主任調査員を変更したときも同様とする。

2 委託者が主任調査員を不適当と認めた場合は、受託者に対してその変更を求めることができる。

（業務日程表）

第 5 条 受託者は、この契約締結後 5 日以内に仕様書等に基づく業務日程表を作成し、委託者の承認を受けなければならない。業務の変更があったときも同様とする。

第2章 業務内容等

（業務の目的）

第6条 本業務は、北海道における公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、札幌市発注の公共事業に従事した建設労務者に支払われた賃金等を、職種別に把握することを目的とする。

（業務の内容）

第7条 調査対象工事は、委託者が別途工事名簿により受託者に指示した工事の内、調査票等の提出がなかった工事並びに受託者が行う一次審査及び北海道地方連絡協議会が行う二次審査により、当該工事に係る全調査票が無効となった工事を含むものとする。

2 調査数量

調査対象工事件数 100件（うちオンライン調査 50件）

3 調査対象企業からの質問等への対応

受託者は、本業務受託から一次審査までの期間において、調査対象工事の請負業者（元請業者及び下請業者）から電話等により調査に関する質問等が相当数見込まれる。受託者は人員を確保するとともに、適切かつ丁寧に対応すること。（オンライン調査に関する質問も含む）

4 一次審査（原則として書面審査）

期 間： 令和8年11月12日～13日（予定）

調査会場： 北海道開発局職員研修センター会議室または協議による

※詳細については、委託者から別途通知する。

5 調査票等の一次審査等

（1）調査会場における審査（原則として書面審査）

受託者は、調査対象工事の請負業者（元請業者及び下請業者）から提出済みの賃金調査票（様式1）、補足調査票（様式1-1）、各種手当内訳票（様式2）及び年計票（様式3）（以下、調査票等という）を、公共事業労務費調査連絡協議会が定める公共事業労務費調査要領及び解説に基づき個々に審査する。

また、記入内容について不足がある場合等については、調査対象者に電話等で確認した上で誤記修正、追記を行い調査票の回収に努めること。

なお、受託者は審査期間内に審査を完了できるよう、十分な調査員を確保すること。（再委託不可）

（2）会場統括役

受託者は、調査会場において、審査時に生じた疑問や問題事項等を一元的に受け付け、対応策を指示する技術者（以下、「会場統括役」とよぶ）を1名以上、調査会場に常時配置する。会場統括役は、過去に公共事業労務費調査の審査業務を経験している等、審査において相当程度の技量と経験を有する技術者とする。

(3) 補充調査

受託者は、委託者より指示があった場合、調査票等の記載内容について電話による請負業者からの聞き取り等の調査を行う。

(4) オンライン審査

受託者は、オンライン調査対象工事について、公共事業労務費調査連絡協議会が定める公共事業労務費調査要領及び解説や同協議会が実施するオンラインシステム操作説明会の資料等に基づき審査する。

オンライン審査会場については、受託者にて用意すること。（受託者事務所等）

6 労務費調査データファイルの作成

受託者は、賃金調査票（様式1）、補足調査票（様式1-1）の番号が振られている欄の数字をワード等の電子データに入力し、CD-R等の記録媒体に収めるものとする。

なお、受託者は記録媒体の提出後においては、労務費調査に関するすべてのデータを消去するものとする。

7 二次審査について

受託者は、北海道地方連絡協議会が実施する二次審査において、一次審査内容等について説明を行う。

また、オンライン審査も実施すること。

（打合せ・協議）

第8条 この調査の遂行にあたり、受託者は委託者と適宜打合せ協議を行うものとする。

（環境への配慮について）

第9条 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

なお、業務完了時に別紙「環境負荷低減に係る実施報告書」を提出すること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4) 成果品を製本で提出する際は、極力再生紙を用いること。

(5) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について、自覚を持つような研修を行うこと。

(情報セキュリティについて)

第10条 情報セキュリティに係わる事項については以下のとおりとする。

(1) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託者は、業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制（以下、「実施体制」という。）を整備し、委託者に報告するものとする。なお、実施体制の報告にあたっては、以下の事項を明示すること。

- ア 情報セキュリティの確保に関する責任者
- イ 委託者から提供される情報
- ウ 緊急時の連絡体制

(2) 取り扱う情報の機密保持

受託者は、本業務の実施のために委託者から提供する情報（CD 等の記録媒体含む。）その他当該業務の実施において知り得た情報（以下「情報」という。）については、その秘密を保持し、以下の定めに従い取り扱うこととする。

- ア 情報は、業務遂行以外の目的には使用しない。
- イ 情報は、実施体制に定められた者以外には秘密とする。
- ウ 情報は、委託者が指定する場所から持ち出してはならない。
- エ 情報は、委託者の許可なく複製してはならない。
- オ 情報は、業務終了時に委託者に返却するか、受託者の責任において消去又は廃棄してその旨を書面で報告する。

(3) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

受託者は、業務の実施において情報セキュリティ対策が侵害され、又はその恐れがある場合には、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

本件報告の対象には、以下の事象を含む。

- ア 受託者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める委託者の情報の外部への漏洩及び目的外使用。
- イ 受託者による委託者のその他の情報へのアクセス。
- ウ 外部の者による不正アクセス、不正プログラム感染等を起因とする情報漏洩、サービス停止又は情報の改ざん。

(4) 情報セキュリティ対策の履行状況の確認

委託者は、業務の実施における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、受託者に対して報告を求める場合がある。

(5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

業務の実施において、受託者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を委託者が認める場合には、受託者の責任者は、委託者の求めに応じ協議を行い、両者合意した対応をとること。

第3章 成 果 品

（成果品）

第11条 この調査の成果品は次のとおりとする。

- 1 調査票等原本（様式1、1-1、2、3）
- 2 労務費調査データファイル（CD-R等）・・・1式
- 3 労務費調査報告書・・・・・・・・・・・・・・1式
- 4 環境負荷低減に係る実施報告書・・・・・・・・・・1式

（調査票等原本および労務費調査データファイルの提出）

第12条 受託者は、北海道道地方連絡協議会が実施する二次審査時に、事前に委託者の確認を受けた調査票等原本および労務費調査データファイル（CD-R）を北海道地方連絡協議会事務局に提出すること。

（労務費調査報告書および環境負荷低減に係る実施報告書の提出）

第13条 労務費調査報告書および環境負荷低減に係る実施報告書は、業務完了時に札幌市へ提出すること。

なお、労務費調査報告書の記載について、一次審査結果集計表については、事業主毎の理由別不良標本内訳、不良標本計および有効標本計欄は不要とする。また、職種別労働者数総括表については、有効／無効欄は設けず、標本計のみを記入すること。

第4章 雑 則

第14条 本業務の履行期間は、契約に示す着手の日より令和9年1月29日までとする。

第5章 そ の 他

第15条 調査対象工事件数に変更が生じた場合は、協議の上、契約変更の対象とする。

担当：財政局管財部工事管理室技術管理課

令和 8 年度 公共事業労務費調査報告書

令和 年 月

受託者名

令和8年度 公共事業労務費調査報告書

構成機関名 札幌市財政局

1. 調査対象件数 - - - - - 件

2. 賃金審査計画件数 - - - - - 件

3. 賃金調査票 - - - - - 社
人

受託者名

令和8年度 公共事業労務費調査実績報告書

構成機関名 札幌市財政局

1. 一次審査実施日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

2. 一次審査の実施体制

(1) 対応人数 日間 各 名(計 名)

(2) 対応時間 :～ :

3. 二次審査準備工程(集計、整理、内部審査)

日程 令和 年 月 日～令和 年 月 日

4. 二次審査実施日

日程 令和 年 月 日

受託者名

令和8年度 公共事業労務費調査

構成機関名 札幌市財政局

実施調査数

調査業者数		調査標本数		事業所規模	
総 数	<u> </u> 社	総調査標本数	<u> </u> 人	0人(一人親方)	<u> </u> 社
元 請	<u> </u> 社	有効数	<u> </u> 人	1～4人	<u> </u> 社
下請総数	<u> </u> 社	無効数	<u> </u> 人	5～9人	<u> </u> 社
1次下請	<u> </u> 社			10～29人	<u> </u> 社
2次以下下請	<u> </u> 社			30～99人	<u> </u> 社
				100～299人	<u> </u> 社
				300～499人	<u> </u> 社
				500～999人	<u> </u> 社
				1000人以上	<u> </u> 社

添付資料

- 資料－1 令和 年度 公共事業労務費調査 賃金審査工事名簿
- 資料－2 令和 年度 公共事業労務費調査 一次審査結果集計表
- 資料－3 職種別労働者数総括表
- 資料－4 令和 年度 公共事業労務費調査 一次審査実施状況
- 資料－5 令和 年度 公共事業労務費調査 二次審査実施状況

資料-1 令和8年度 公共事業労務費調査 賃金審査工事名簿

工事 番号	工 事 名	元 請 業 者 名	調査業者数	調査標本数
合 計				

資料-2 公共事業勞務費調查1次審查結果集計表

発注機関 [札幌市財政局] 発注番号 [350] 地区 [札幌]

[illegible]

資料-2 令和8年度 公共事業労務費調査 一次審査結果集計表

発注機関〔札幌市〕

発注番号〔350〕

地 区 〔札幌〕

理由別不良標本内訳

01	
02	
03	
04	
05	
06	
07	
08	
09	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

棄却理由番号一覧 （※12、18～20は空き）

棄 却 理 由	コード番号
棄却理由に該当しない。	00
調査票等の記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。	01
賃金台帳等に、賃金の受領を証する押印(又は本人のサイン)がない。	02
就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間以内であることが確認できない。	03
立会チェックリスト⑧(算定基礎届)に該当し、ヒアリングを実施したところ理由が不明瞭である。	04
立会チェックリスト⑨(法定福利費)に該当し、ヒアリングを実施したところ理由が不明瞭である。	05
立会チェックリスト⑩(一律賃金)に該当し、ヒアリングを実施したところ理由が不明瞭である、又は資料の再提出を求めたところ、不適合である。	06
立会チェックリスト⑫(賞与チェック)に該当し、ヒアリングを実施したところ理由が不明瞭である、又は資料の再提出を求めたところ、不適合である。	07
調査対象者から個人事業主(いわゆる一人親方)との申告があったが、調査票等の記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。	08
所定内労働時間が極端に短い労働者に対して「就業規則の受付印なし」「超過勤務手当での不一致」「契約と勤務実態の不一致」についてヒアリングを実施したところ説明が不明瞭である、又は資料の再提出を求めたところ不適合である。	09
実物給与に関して「賃金台帳上の不一致」「通勤手当の内容のふさわしくない理由」についてヒアリングを実施したところ説明は不明瞭である、又は資料の再提出を求めたところ不適合である。	10
調査の対象外となる見習い、手元等の労働者が含まれている。	11
「基本給」及び「出来高給」に記入されている金額が、賃金台帳と整合されていない。	13
「基本給」及び「出来高給」に時間外、休日または深夜の割増賃金が含まれている。	14
「賃金計算期間」欄に、調査対象となる賃金計算期間外を記入している。	15
記入内容の修正に応じない。(職種の変更等)	16
出向(派遣)により出向(派遣)先の会社以外からも給与があり、労働派遣法として適正ではない。 または、出向(派遣)先会社の給与に別途経費が含まれてる。	17

資料-3 職種別労働者数総括表

職種番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	
職 種 名	特殊 作業員	普通 作業員	軽作 業員	造 園 工	法 面 工	と び 工	石 工	ブ ロ ツ ク 工	電 工	鉄 筋 工	鉄 骨 工	塗 装 工	溶 接 工	運 転 手 特 殊	運 転 手 一 般	潜 かん 工	潜 かん 世 話 役	さ く 岩 工	ト ン ネ ル 特 殊 工	ト ン ネ ル 作 業 員	ト ン ネ ル 世 話 役	橋 梁 特 殊 工	橋 梁 塗 装 工	橋 梁 世 話 役	土 木 一 般 世 話 役	高 級 船 員	普 通 船 員	潜 水 工	潜 水 連 絡 員	潜 水 送 気 員	山 林 砂 防 工	軌 道 工	型 わ く 工	大 工	左 官	配 管 工	は つ り 工	防 水 工	板 金 工	タ イ ル 工	サ ツ シ 工	屋 根 ふ き 工	内 装 工	ガ ラ ス 工	建 具 工	ダ ク ト 工	保 温 工	建 築 ブ ロ ツ ク 工	設 備 機 械 工	交 通 誘 導 員 A	交 通 誘 導 員 B	合 計
対象労働者数																																																				
少数職種				○	○		○	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					

資料-4 令和8年度 公共事業労務費調査 一次審査実施状況

各2枚写真添付

月 日 () <実施場所記載>

月 日 () <実施場所記載>

月 日 () <実施場所記載>

資料-5 令和8年度 公共事業労務費調査 二次審査実施状況

月 日 () <実施場所記載> 写真4枚程度添付

環境負荷低減に係る実施報告書

業 務 名	令和8年度公共事業労務費調査(10月調査)		
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 9年 1月 29日 まで		
実 施 事 項 及 び 自 己 評 価			
(1) 電気、水道、油、ガス等を極力節約する。	☐ よくできた ☐ 普通 ☐ できなかった ☐ 該当なし		
(2) ごみの減量及びリサイクルに努める。	☐ よくできた ☐ 普通 ☐ できなかった ☐ 該当なし		
(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らす。	☐ よくできた ☐ 普通 ☐ できなかった ☐ 該当なし		
(4) 製本での成果品の提出は、極力再生紙を用いる。	☐ できた ☐ できなかった ☐ 該当なし		
(5) できるだけ環境負荷の少ない車両を使用する。	☐ よくできた ☐ 普通 ☐ できなかった ☐ 該当なし		
(6) アイドリンクストップを実施する。	☐ よくできた ☐ 普通 ☐ できなかった ☐ 該当なし		
(7) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用する。	☐ よくできた ☐ 普通 ☐ できなかった ☐ 該当なし		
(8) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行う。	☐ できた ☐ できなかった ☐ 該当なし		
主任技術者等氏名	印		

「実施事項及び自己評価」の欄は、遵守状況を自己評価し、「☒」をつけてください。

令和8年度施行

設計書

業務名 令和8年度公共事業労務費調査（10月調査）

令和8年8月

札幌市 財政局 工事管理室

業務名 令和8年度公共事業労務費調査（10月調査）

内 訳	総 委 託 費	_____ 円
	業 務 価 格	_____ 円
	消費税相当額	_____ 円

1. 業務の目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労務者に支払われた賃金を、都道府県別かつ職種別に把握することを目的とする。

2. 業務の概要

調査対象工事件数

100 件 （オンライン調査 うち50件、調査社数 240社）

一次審査（会場審査）の予定日程

令和8年11月12、13日（北海道開発局研修センターまたは協議による）

3. 業務の期間

契約書に示す着手の日より 令和9年1月29日まで

4. 仕様書

札幌市委託業務契約約款による。

5. 業務仕様書

別添に示す業務仕様書による。

委託調査費内訳書

項 目	名 称	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
業務委託費						
	計画・準備	社	240.0			①
	一次審査(書類調査)	社	120.0			② 50件×2.4社
	一次審査(オンライン調査)	社	120.0			③ 50件×2.4社
	整理・集計	社	240.0			④
	二次審査(書類調査)	社	120.0			⑤
	二次審査(オンライン調査)	社	120.0			⑥
	成果品作成費	社	240.0			⑦
直接人件費						⑧=①～⑦計
その他原価		式	1			⑨=⑧× $\alpha/(1-\alpha)$ ($\alpha=35\%$)以内
業務原価						⑩=⑧+⑨
一般管理費		式	1			⑪=⑩× $\beta/(1-\beta)$ ($\beta=35\%$)以内
業務価格						⑫=⑩+⑪
消費税		式	1			⑬=⑫×10%
委託調査費						⑭=⑫+⑬

労務費調査単価算出調書

項 目	名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
労務費調査(計画・準備、一次審査、整理・集計、二次審査、成果品作成費)						
直接人件費	計画・準備					
	主任調査員	人	0.17			
	調査員A	人	0.28			
	調査員B	人	0.29			
	調査員C	人	0.40			
	調査員D	人				
	100社当り計					
	1社当り計					
	一次審査(書類調査)					
	主任調査員	人	0.42			
	調査員A	人	3.86			
	調査員B	人	3.91			
	調査員C	人	9.16			
	調査員D	人	6.20			
	100社当り計					
	1社当り計					
	一次審査(オンライン調査)					
	主任調査員	人	0.76			
	調査員A	人	5.24			
	調査員B	人	5.71			
	調査員C	人	17.33			
	調査員D	人	10.35			
	100社当り計					
	1社当り計					
	整理・集計					
	主任調査員	人	0.29			
	調査員A	人	0.58			
	調査員B	人	1.27			
	調査員C	人	1.98			
	調査員D	人	1.43			
	100社当り計					
	1社当り計					
	二次審査(書類調査)					
	主任調査員	人	0.15			
	調査員A	人	0.70			
	調査員B	人	1.25			
	調査員C	人	1.25			
	調査員D	人	0.70			
	100社当り計					
	1社当り計					
	二次審査(オンライン調査)					
	主任調査員	人	0.15			
	調査員A	人	0.70			
	調査員B	人	1.25			
	調査員C	人	1.25			
	調査員D	人	0.70			
	100社当り計					
	1社当り計					
	成果品作成費					
	100社当り計					
	1社当り計					